

令和6年度

山形県子どもの居場所運営支援事業 募集！ ～子どもの居場所づくり（子ども食堂の運営など）を応援～

◆募集期間

令和6年11月8日（金）まで【二次募集】

◆補助対象事業

令和6年4月1日～令和7年1月31日までに民間団体等（法人格の有無は問わない。個人を除く。）が山形県内で実施する次の1及び2の事業で、事業の要件をすべて満たすもので、年間8回以上計画するもの。

※1、2の事業のいずれかを年間8回以上でも、1及び2の事業を合計して年間8回以上のどちらでも申請できます。



【事業の要件】 夏休み・冬休み等長期休暇に年間合計2回以上計画するように努めてください。

1 子どもの居場所づくり運営事業

- (1) 子どもやその家族に、無料又は低額で安心・安全な食事や食材等を提供すること。
- (2) 食事の提供のほか、宿題等の自主学習など学びの支援や、地域住民や子ども同士の交流・遊び体験など、子どもの居場所づくり活動を行うこと。
- (3) 地域の実情に応じ、広く参加者を募集すること。

2 食の支援活動と個別相談事業

- (1) 経済的困窮や社会的孤立などにより困難を抱える子どもとその家庭を対象に、無料で食品等を配布するフードパントリー等の食の支援を行うこと。困難を抱える家庭が、事業実施主体が活動する拠点に来ることができない場合は、郵送や宅配便等によりその支援を行うこと。
- (2) 困難を抱える家庭に対し、子育てや家庭生活等に対する相談活動を行い、各種相談窓口や支援制度の紹介、利用についての助言を行うこと。
- (3) 困難を抱える家庭に必要な情報が伝わるよう、地域の実情に応じ関係機関と連携し周知を図ること。

◆補助対象経費

食事の提供・フードパントリーに要する食材の購入費
会場の使用料、フードパントリーに要する運送経費
傷害保険・ボランティア保険料、広報費
※詳細は交付要綱をご確認ください。



◆補助金額

補助対象経費となる支出額から寄付金その他収入額を控除した額
又は開催回数に1万2千円を乗じた額のいずれか低い額（上限21万6千円）

◆必要書類【二次募集】

- (1) 交付申請書（規則別記様式第1号）
- (2) 事業計画書（様式第1号）
- (3) 所要額調書（様式第2号、2号-1）
- (4) 振込先口座の通帳の写し



⇒ 県HPは
こちら

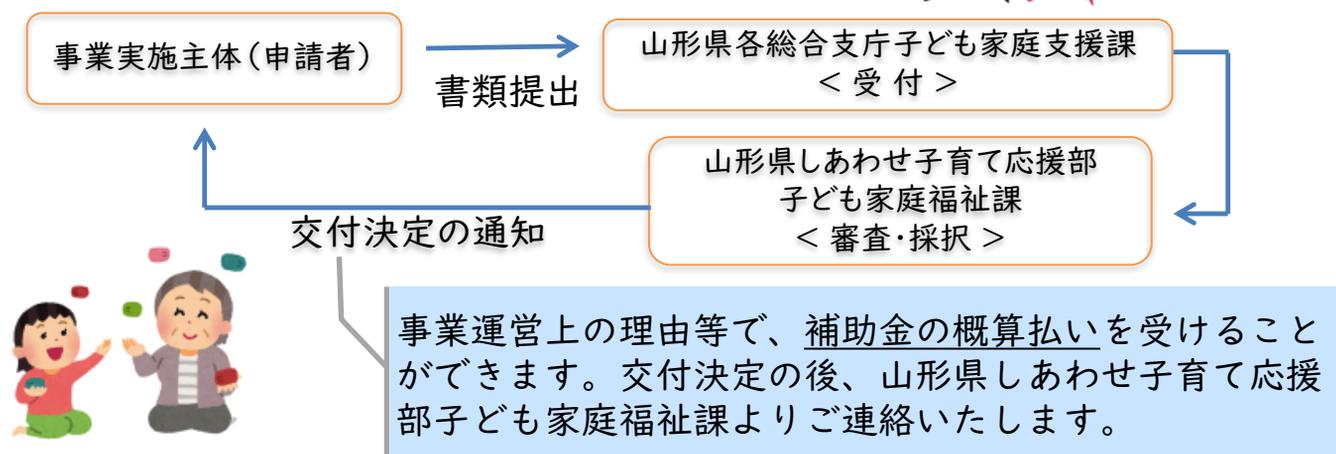


※山形県ホームページに交付要綱・様式・記載例・Q&A・証拠書類の提出方法を掲載しています。ご確認ください。

ホーム > 健康・福祉・子育て > 子育て・結婚支援 > 子育て支援
> 子どもの居場所づくりについて

◆手続きの流れ

○補助金の申請



○実績報告

(補助事業完了後30日を経過する日又は令和7年2月7日(金)のいずれか早い日)



問合せ・書類提出先	所在地	電話番号
村山総合支庁 子ども家庭支援課	山形市十日町一丁目6-6(村山保健所内)	023-621-8178
最上総合支庁 子ども家庭支援課	新庄市金沢字大道上2034	0233-29-1245
置賜総合支庁 子ども家庭支援課	米沢市金池七丁目1-50	0238-26-6027
庄内総合支庁 子ども家庭支援課	東田川郡三川町大字横山字袖東19-1	0235-66-2104

★子どもの居場所づくりに取り組みたい方はハンドブックをご覧ください★

🔍 山形県子どもの居場所づくりハンドブック

★山形県 子ども食堂 動画 (認定NPO法人全国こども食堂支援センター・おすびえ作成) はこちら★

🔍 山形県 子ども食堂 動画